

農林漁業信用基金におけるコンプライアンス体制

農林漁業信用基金におけるコンプライアンスの推進のため、独立行政法人農林漁業信用基金コンプライアンス規程、独立行政法人農林漁業信用基金公益通報等の適正な処理に関する取扱規程等に基づき、次のような体制を整備しています。

○コンプライアンス委員会

信用基金におけるコンプライアンスに係る取組の審議を行うため、総務担当総括理事（委員長）や、理事長が委嘱する外部有識者等により構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、農林漁業信用基金におけるコンプライアンス・プログラムの策定や内部通報に係る調査等を行います。

また、内部統制委員会に対し、必要な報告を行います。

○コンプライアンス総括管理者等

コンプライアンス総括管理者及びコンプライアンス管理者を配置し、役職員が法令遵守するよう監督するとともに、コンプライアンス・プログラムの遂行やコンプライアンスに関する取組を行っています。

○コンプライアンス研修、コンプライアンス・チェック、長期職場離脱制度

コンプライアンス委員会で策定したコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンスに対する役職員の理解を深めるための研修や遵守の度合いを確認するためのコンプライアンス・チェック、長期職場離脱による業務点検の取組を実施しています。

○公益通報制度

法令違反行為の早期発見・是正を図るため、通報相談窓口の設置、コンプライアンス委員会による調査等の仕組みを設けています。

なお、通報者の保護等の措置が、公益通報者保護法及び公益通報等の適正な処理に関する取扱規程により講じられています。

○反社会的勢力排除への対応

農林漁業信用基金における反社会的勢力に対する排除への対応としては、以下を基本方針としています。

- － 不当要求等に対しては、役職員の安全を確保し、組織全体として対応します。
- － 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めます。
- － 取引関係を含めて、一切の関係をもち、不当要求等にも応じません。
- － 不当要求等に対しては、民事及び刑事の両面から法的対応を行います。
- － 不当要求等が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事業を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、資金提供も、絶対に行いません。

○相談・苦情等処理対応制度

農林漁業信用基金利用者からの相談・苦情等に対応するため、相談・苦情等への対応方法、相談・苦情等総合窓口及び相談・苦情等連絡窓口の設置、相談・苦情等の処理状況の報告等の仕組みを設けています。

【相談・苦情等処理対応制度の概要】

- 相談・苦情等総合窓口： 総務課長
- 相談・苦情等連絡窓口： 農業調整室農業業務推進課、林業調整室林業業務推進課、
漁業調整室漁業業務推進課、共済部農業共済課、
共済部漁業共済課
- 相談・苦情等対応者： 農林漁業信用基金役職員
- 相談・苦情等窓口等利用者： 農林漁業信用基金利用者
- 利用方法： 訪問、電話及び電子メール